

## ○ 県中農林事務所の組織体制

平成10年4月、県中地方における農林業・農山村振興の拠点として、農政事務所、農地事務所及び林業事務所を「県中農林事務所」として統合し、地域農業改良普及センターを農林事務所の内部組織に位置づけられました。

平成13年4月、郡山、田村、須賀川地域農業改良普及センターを農業普及部及び農業普及所とする行政組織の改正が行われました。

平成20年4月、農業振興部及び農業普及部の統合、企画部を総務部及び企画部へ分離するなどの組織再編を行い、5部2所体制となりました。

平成22年4月、工事に係る技術的指導や入札関連業務を担当するため、専門技術管理員が総務部に配置されました。

平成24年4月、農村整備に関する公共事業部門の一体的かつ効率的な業務執行のため、農村整備部農業基盤整備課と農村環境整備課を統合し農村整備課となりました。

